

廃棄物処理計画改定にあたって踏まえるべき法令・計画・状況の変化等

《 国 》

《 県 》

福島県廃棄物処理計画

**廃棄物処理法の改正**  
《平成18年～平成22年改正のポイント》

数次にわたる改正により、廃棄物の適正処理確保のための法整備がなされてきた。

- 廃棄物処理業者の欠格要件の強化
- 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
- 石綿含有廃棄物の適正処理の確保
- 廃棄物の不適正処理に対する罰則の強化
- 排出事業者責任による適正処理確保の強化
- 廃棄物処理業の優良化の促進

**県内の廃棄物の状況・将来予測**  
(別資料「廃棄物実態調査結果」)

**産業廃棄物税の導入**  
《平成18年4月》

【目的】

- 税負担を課すことで、産業廃棄物の発生量削減、リサイクルの推進等の動機付けを図り、循環型社会形成を促進する。
- 税財源を活用し排出事業者等の自主的取組に対して支援を行うことで、産業廃棄物の発生抑制や減量化等をより一層促進する。

**産業廃棄物税充当事業**

- 産業廃棄物排出量の抑制・削減への支援
- リサイクル技術の導入支援
- 産業廃棄物処理施設における適正処理の促進
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
- 不法投棄防止対策の強化
- その他、税の目的に適合する事業

**法に基づく国の基本方針**  
《平成22年度改定予定》

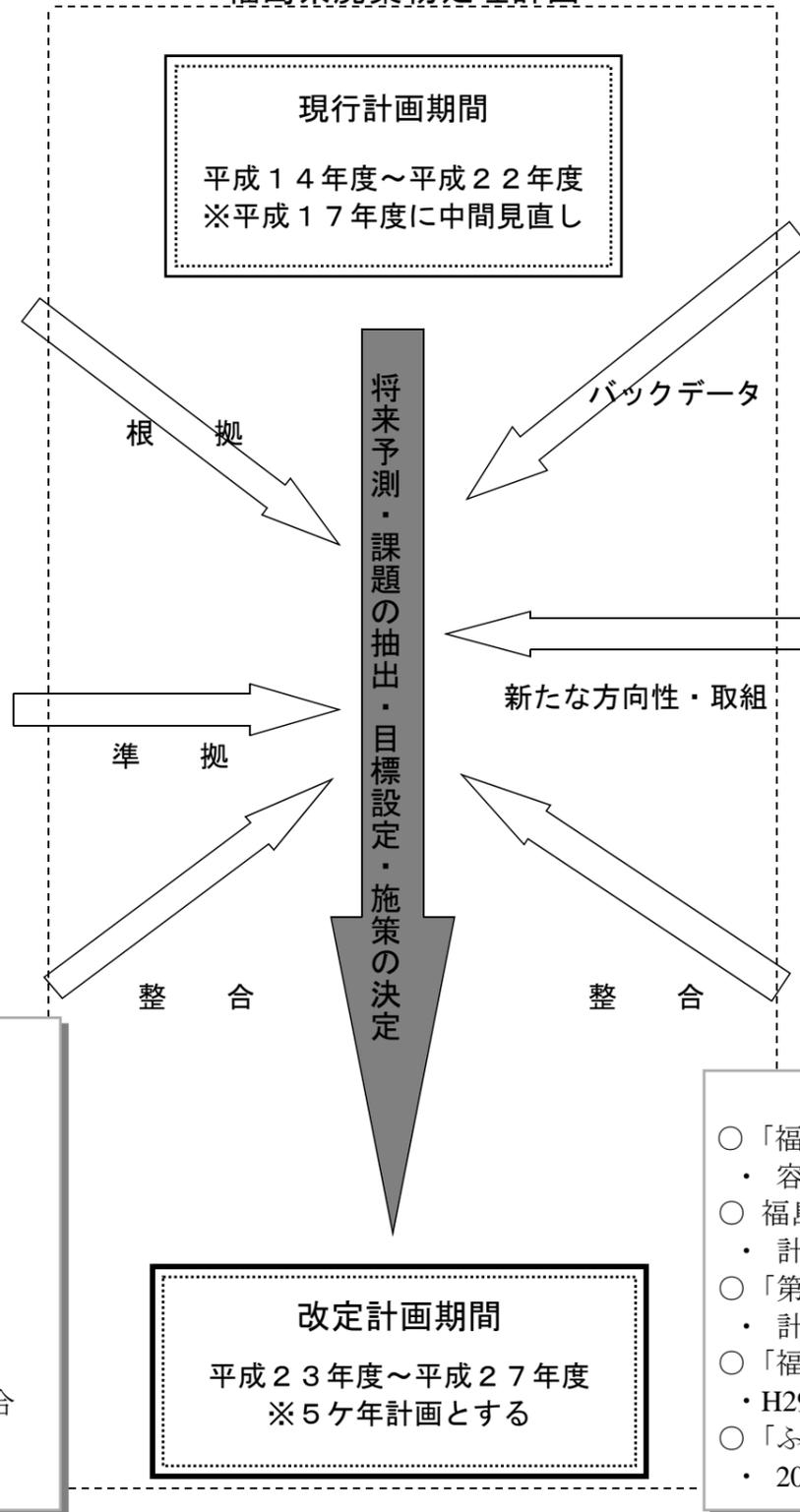
【現状認識】

- 数次にわたる廃棄物処理法の改正やリサイクル推進に係る諸法の制定による対策は相当程度の効果が認められた。
- しかし、廃棄物排出量は高水準で推移し、不適正処理等の課題の解消には至っていない。
- 地球温暖化等の環境問題への対応が急務

【目標年度】平成27年度

**国の関係法令・計画**

- 「第3次環境基本計画」の策定 (H18.4)
  - ・ 環境、経済、社会の統合的向上がテーマ
- 「容器リサイクル法」の改正 (H18.6)
  - ・ 事業者の取組報告の義務付け
  - ・ 事業者の資金拠出の仕組み創設
- 「食品リサイクル法」の改正 (H19.6)
  - ・ 事業者の定期報告義務の創設等
- 「第2次循環型社会形成推進基本計画」の策定 (H20.3)
  - ・ 循環型社会と低炭素社会・自然との共生社会の取組の統合
- 「家電リサイクル法施行令」の改正 (H20.12)
  - ・ 対象品目の追加、対象品目の再商品化基準の見直し



**県の関係計画等**

- 「福島県分別収集促進計画(第5期)」の策定 (H19.8)
  - ・ 容器包装廃棄物のリサイクルを目的とした分別収集の促進
- 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の策定 (H21.12)
  - ・ 計画期間 平成22年4月～平成27年3月
- 「第3次福島県環境基本計画」の策定 (H22.3)
  - ・ 計画期間 平成22年4月～平成27年3月
- 「福島県ごみ処理広域化計画」見直し (H22.3)
  - ・ H29年度までの一般廃棄物処理施設の整備にかかる基本的方針
- 「ふくしまの美しい水環境整備構想」の策定 (H22.7)
  - ・ 2030年代初頭で、汚水処理人口普及率100%を目標とする